

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究（六）

井上 隼人

小野 諒巳

凡例

- 一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。
- 一、翻刻に際して、底本の漢字は内容理解を妨げないために、主として通行の字体を用い、旧字と新字の混在する場合は新字に統一するなど、なるべく平易に活字化するよう努めた。
- 一、翻刻に際して、底本の状態によって判読不能な文字は別本を確認し、その上で判読不能と断じた場合は■によって示した。誤植とみられる表記については、「」括り、上段にその旨を示した。
- 一、翻刻に際して、底本の小書双行注は「」で括り、大字で示した。
- 一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。
- 一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九巻～第十二巻（筑摩書房、昭和四十三年七月～昭和四十九年三月）

を用いた。

一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。

校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。

二、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。

一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

1ガ 2ミアヒマシテ

○（日代宮について）此大宮あたりの地も、檜原なるに因て、檜代の意に、名けたるにもやあらむ、代とは、何にまれ、其と定めて區れる處を云、又城を、志呂と云ことは、古くは見えねども、山背國を、延暦十三年に、山城と、字を改められし時の詔に、此國、山河、襟帶、自然作レ城、云々とあるを見れば、當時より、志呂と云こともありし故に、城字を、用ひられしならむ、若此も、古言ならば、直に檜城と云はる、さて、城を、志呂と云も、本かの代の意なれば、其も同じことなり、

古事記標注中巻之下（景行天皇）一

敷田年治謹注

大帶日子、淤斯呂和氣天皇、坐ニ纏向之、日代宮一、治ニ天下也、此天皇、娶ニ吉備臣等一之祖、若建、吉備津日子之女、名針間之伊那毘能、大郎女一、生御子、櫛角別王、次大碓命、次小碓命、亦名、倭男具那命、〔具那二字以レ音〕次倭根子命、次神櫛王〔五柱〕

○大帶日子淤斯呂和氣天皇ハ、後に景行と謚奉れり御名の義は惣て称へなり

○纏向、式に大和国、城上郡卷向坐、若御魂ノ神社、とある此地也

○日代宮、記傳に、檜城と云へるハ非也、城ノ字を、古クシロと訓める例、なければなり、按に祝詞式に、礼代を、礼自利とあれば、日代ハ聖の借字にて、称へたる宮号なるべし

○若建吉備津日子ハ、孝靈天皇の、御子なり

○伊那毘能大郎女、伊那毘ハ、播磨国の郡名にて、和名抄に、印南ハ伊奈美とあり、此郎女の事ハ、播磨風土記に詳なり

○櫛角別王ハ、奇津主にて別ハ我兄の約也、此御子紀に見えず

- 1 イリビコ 2 イリビメ
 3 ミアヒマシテ 4 イリビコ 5 オ
 シノワケノ 6 イリビメ

○大碓命、小碓命ハ紀に一日ニ、同胞雙生、天皇異レ之則 誥ニ於碓一、故因号云々

○倭男具那、紀に童男、此云ニ鳥具奈一とあり、上代童男の称なりしと聞ゆ

○倭根子命、かゝる称ハ、天皇の外、申さぬ事なり、いぶかし

○神櫛王の、櫛ハ音なり

又³ミアヒテ¹イリヒコノミムスメ²ハサカノ²イリヒメノミコトニウミマセルミコ¹若^{ワカ}
 娶ニ八尺、入日子命之女、八坂之入日賣命一、生御子、若
 帶日子命、次五百木之、入日子命、次押別命、次五百木之、入日
 賣命^{メミコト}

○八尺入日子命ハ崇神天皇の御子なり

○若帶日子命ハ御父に對へたる、御名なり

○五百木之入日子命記傳に五百木ハ百磯城^{モ、シキ}などの類の、称名かと云へり、案に五百城にて、城の多かる意以て、称へたる御名なれば、百磯城とハ異なり

○押別命、押ハ忍にて称へ名也、以上入とあるハ、兄弟の、イロとおなじく、戀親^{コヒシヤシ}む意なり色も同じ

1イリビコ

○「又妾」について）さてかく妾とのみ云るは、【必しも、むげに賤しき故に、名を顯さざるにもあらず】師云、御母の名の、傳はらぬを、如此記せるなり、【其傳はらざる故は、此天皇は、書紀に依るに、十二年より、十九年まで、久しく西國に坐々しかば、其間彼處にて、しばし娶ける婦人など、御子は生ながらも、京遠くて、其名の世に、普く、聞えざりしなどぞ、ありけむかし、故又御子たちの御名も、傳はらぬが多きならむ、】

「ツ」「ラ」の誤りか。

又妾之子、豊戸別王、次沼代郎女、又妾之子、沼名木郎女、次香余理比賣命、次若木之、入日子王、次吉備之、兄日子王、次高木比賣命、次弟比賣命

○又妾、紀に妃又嬪を、ミメとよめり、御女也

○豊戸別王、記傳に戸は速の意、にやと云へり

○沼代郎女、沼代ハ地名なるべし、和泉志に、大鳥郡野代村あり

○沼名木郎女、崇神天皇の御子に、沼名木之入日賣命あり、彼処に注せり

○香余理比賣命、紀に麿依姫に作れり、名義詳ならず

○若木之入日子王、御叔父に同御名あり

○吉備之兄日子王、記傳に吉備国に、由ある御名にやと云へり

○高木比賣命の、木ハ君にて、称名か、地名にハ山城志に、綴喜郡高木村あり、此地に、由ある御名か

○弟比賣命、字の如シ

又娶日向之、美波迦斯毘賣、生御子、豊国別王、又娶伊那毘能、大郎女之弟、伊那毘能若郎女、〔自伊以下四字以レ音〕生御子、真

クニノミヤツコ マタワケ 6 マタイナキ アガタスシニ
 国造、亦和氣、及稻置、縣主一也

○曾孫、和名抄に、孫之子ヲ、為ニ曾孫一、和名比々古とあり、爰に倭建命云々、とあるハ、甚不審也、若クハ孝靈天皇の皇子、稚武彦命の曾孫なりしが、混へるにハあらじか、記傳にも然云へり

○須賣伊呂、大中日子王の、須賣ハ尊称、伊呂ハ親む詞なり

○訶具漏比賣、記傳に髮黒を称へたるかと云へり

○大枝王、記傳に、此王ハ日子人之大兄ノ王なるを、御母の紛れに因りて、別人となれりと云へり

○所録ハ、上代、より書キ傳へたるを云フ

○和氣ハ血沼ノ別葛野ノ別の別なり、記傳に吾君兄の、意なるべしと云へり

○稻置ハ、記傳に郎君の、轉と云へり

○縣主ハ、中昔に大少領と云へる是也、猶成務段、大縣小縣ノ下に注フべし

1 「及」施訓なし
 2 ガ
 3 オヤナリ

カレワカタラシヒコノミコトハ シロシメシキ アメノシタ
 故若帯日子命者、治ニ天下一也、小碓命者、平ニ東西之荒
 カミ、一及不レ 伏人等一也、次櫛角別王者「茨田下連等」之祖一 次大
 ウスノミコトハ、モリノキミ、オホクノキミ、シマダノキミノオヤ、ツギニカムツクノミコトハ、
 碓命者、「守君、大田君、嶋田君之祖」次神櫛王者、「木国之、酒部阿

比古、宇陀、酒部之祖」次豊国別王者、日向国造之祖」

○東西は、ニシヒムカシとよむべし、古言の例也

○茨田ハ、河内国郡名なり、下連ハ勝を誤れるか、姓氏録に、茨田ノ勝ハ景行天皇ノ皇子息長彦人大兄、磯城命之後也、とあり、これハ甚紛らはしけれど、茨田連ハ、神八井耳ノ命の、御末なれば也

○守君、紀に大碓皇子云々、封美濃、是身毛津君、守君ニ族之始祖也とあり、和名抄に、信濃国佐久郡、茂理郷あれバ、隣国に涉ッて、氏人の遺りけむ

○大田君の、大田ハ和名抄に、美濃国大野郡、大田郷あり、又安八郡にも、大田郷あり

○嶋田君、和名抄に、尾張国海部郡、嶋田郷あり

○木国之、酒部阿比古、續紀廿六に、酒部公、家刀自と云フ人あり、紀伊国人也、阿比古ハ、戸にて既注へり

○宇陀酒部、宇陀ハ大和国の郡名也、酒部ハ、職員令造酒司に酒部六十人、掌レ供ニ行齋」とあり

○日向国造、国造本紀に、輕嶋豊明朝ノ御世、豊国別皇子、三世孫、老男定ニ賜国造」

- 1カホヨキラ 2サダメニ
 3ツカハサエタル 4「即」施訓なし
 5オノレト
 6マギテ
 7「詐名其嬢女而」をまとめて
 ソノヲトメトマラシテ
 8ソレ 9オヤナリ

○(押黒之兄日子王・弟日子王について) 押は、^{オホシ}大の意なり、黒は、いかなる由にか詳ならず、(略) 允恭天皇の御子に、黒日子王、白日子王と云あり、彼は、^{カヒ}白と對ひたれば、黒色の意なるべく聞ゆるを、此は兄弟共に黒と申すは、黒色の意には非じとぞ思ふ、

於^ニ是、^{スメラミコト}天皇、^{キシ}聞^ニ看^{メシ}定^{サダメ}三野国^{スノノ}造^ニ之^{ミヤツコノ}祖^{オヤ}、^{カムホネノミコノ}神大根王之^{ミムスメ}女^{ナハエヒ}、^{オトヒメ}名^ヒ比賣^{ヒメ}、^{フタフツメ}二嬢子^{ソレ}、^{ソレ}其^{カホ}容姿^{ヨシ}麗美^シ而^テ、^{ツカハシ}遣^{ソノ}其^{ミコ}御子^コ、^{オホウスノミコト}大確命^ニ以^テ、^{メサゲ}喚上^ユ、^{カレソセル}故其所^レ遣^{ツカハ}、^{オホウスノミコト}大確命^ニ、^ズ勿^メ召上^{ササ}而^テ、^{スナハチ}即^ニ己^ミ自^ミ、^{タケテ}婚^ニ其^ニ嬢子^ニ、^{サラニ}更^ニ求^マ之^ニ、^{アガシ}他^シ女^ヲ、^{イツハリ}詐^レ名^ニ其^ニ嬢女^ヲ而^テ貢^{タテマツリ}上^リ於^ニ是、^コ天^ス皇^ノ、^{シロシメシテ}知^ニ其^{ソノ}求^マ之^ニ、^{オヤ}他^シ女^ヲ、^{ツネニ}恒^ニ令^レ經^ニ長^シ眼^ヲ、^{マタズ}亦^メ勿^レ婚^セ而^テ惚^セ也、^{カレソ}故^ニ其^ニ大^オ確^ウ命^ノ、^{ミアヒ}娶^ヒ比^ヒ賣^{ヒメ}、^{ウミマセルミコ}生^ミ子^ヲ、^{オシクロノ}押^ヒ黒^ノ之^ヲ、^{エヒ}兄^ヒ日^ヒ子^ノ王^ヲ、^{コハ}此^ノ者^ハ、^ミ三^ノ野^ノ之^ヲ、^{ウネ}宇^ノ泥^ノ須^ノ和^ノ氣^ノ之^ヲ、^{オヤ}祖^ヲ亦^マ娶^ヒ弟^ヒ比^ヒ賣^{ヒメ}、^{ウミマセルミコ}生^ミ子^ヲ、^{オシクロノ}押^ヒ黒^ノ弟^ノ日^ヒ子^ノ王^ヲ〔此^ノ者^ハ、^ム牟^ノ宜^ノ都^ノ君^ノ等^ノ之^ヲ祖^ヲ〕

○三野国造、上に見ゆ

○神大根王、紀に神骨に作れり、名義ハ此記の字の如し、即彦坐王の御子也

○兄比賣、弟比賣、字の如し

○令経長眼、記傳に長眼とハ、心を着て、久しく居るを、云フと云へり

○三野之宇泥須和氣の、宇泥須ハ、地名なるべし、美濃ノ国人に問フべし、和氣ハ戸なり

○牟宜都、紀に身毛津に作れり、和名抄に、美濃国郡名、武藝ハ牟介と注せり、扱御兄弟の、押黒の押ハ、忍^{オシ}にて黒とハ、御顔の黒きを云フカ

1 「即」施訓なし

此之御世、^{コノミヨニ} 定^{サダメスヒ} 田部^{タベラ}、又定^{マタサダメスヒ} 東之^{アヅマノ}、淡水門^{アハノミヅトヲ}、又定^{マタサダメスヒ} 膳之^{カシハデノ}、大伴^{オホトモ}部^{ベラ}、又定^{マタサダメスヒ} 倭屯家^{ヤマトノミヤケラ}、又作^{マタツクリテ} 坂手池^{サカテノイケラ}、即竹^{イヌハチタケラ} 植^{ウヰシメスヒキ} 其堤^{ソツ、ミニ}一也

○田部、安閑紀に、以^ヨ 小墾^{ハリタケノ} 田屯倉^{ミヤヤト} 与^ヨ 三每国^{ミツノクニ} 田部^{タベラ}、給^{タマフ} 貶紗手媛^{シヤテノメノ}、とあれ
 ば、田部ハ諸国に、ありし事を知ルベシ、記傳に田部ハ役^{エダ}て、屯家^{ミヤケ}の御田
 を、佃らしむる料に、定^{サダメス} 置^ケる、民の部也、と云へり

○淡水門の、淡ハ安房国也水門ハ湊なり

○膳之大伴部、記傳に膳夫^{カシハデ}の多く、其伴の廣き由の称^ナなり、賜とハ膳夫、部
 を、悉く率^ヒ 掌^{カサ}らしめて、其部^{ツカサ}の帥^シと、為^シ 給^{タマフ}ふを云^イフ、と云へり

○屯家ハ、御家^{ミヤケ}也、諸国に別に、朝廷の御田ありて、其稻を收置^{ウケ}く、処の名
 なれば、三宅とも、屯倉とも書けり、韓国を弥移^{ミヤケ} 居国と云へるも我官家と云^イフ
 義なり、大和志に、城下郡に三宅原^{ミヤケノ}あり

○坂手池、大和志に、城下郡に、坂手村あり、万葉三に、鳥網^{トナミハル} 張坂手^{サカテ} 乎^ヲ 過^ス、
 とあるハ此地なるべし

1 ノリタマハク（会話文の終わりに
 ノリタマヒキと補読） 2 ザル

天皇^{スラマコト}、詔^{ノリヒキ} 下^ヲ 小碓^{ウツノ} 命^{ミコト}、何^{ナニトカモ} 汝^{ミマシ} 兄^{ノイロセ}、於^ニ 朝^{アサ} 夕^{ユフ} 之大^{オホ} 御食^{ミケ}、不^ズ 參^マ 出^デ
 來^コ、專^{モハラ} 汝^{ミマシ} 泥疑^{ネギラシ} 教^{サトセ} 覺^{サトセ} 上^ト、〔泥疑^{ネギラシ} 二字以^レ 音下效^レ 此^コ〕 如此^{カクノリ} 詔^{ノヒキ}、以後^{ノチ} 至^{マデ} 于^ニ

- 3 イツカトイフマデニ
- 4 タマハザリキ 5 コザル
- 6 トヒタマハバ 7 ネギツル
- 8 マラシタマハク（会話文の終わりにマラシタマヒケルと補読）
- 9 イリタリシ 10（「持捕」二字まとめて）トラヘテ

3^イイツカ^ナ、^ホ猶^ザ不^マ参^キ出^テ、^カ尔^レ天皇^ミ、^ト問^ヒ、^タ賜^マ小^ウ碓^ス命^ノ、^ナ何^ノ汝^ノ兄^ノ、^ヒ久^シ不^ザ参^ル出^ズ、^モ若有^リ未^ダ誨^ス、^ハ乎^ヤ、^シ答^ヒ白^キ、^シ既^ニ為^ル泥^ノ疑^ニ也、^マ又^マ詔^ス、^ニ如何^シ、^ネ泥^ノ疑^ト之、^マ答^ヒ下^ニ、^マ白^キ朝^ノ署^ノ入^リ、^カ廁^ノ之^ト時、^マ持^テ捕^リ搯^ヒ批^ヒ而、^ヒ引^ク、^エ闕^ク其^ノ枝^ヲ、^ツ裏^ミ、^コ薦^ニ投^テ、^上棄^ル、^コ上^ニ。

○汝兄いづれの王ならむ御名あらはれざれば知りがたし

○泥疑ハ豊後風土記に勞ノ字をよめり俗に太儀ながらと云フに、おなじかるべし

○朝署記傳に、署ノ字は曙の、偏を省ける也と云へり

○持捕の、持ノ字ハ待の誤りなり、とおもほゆればよミ改メフ

○枝ハ借字にて肢也、和名抄に、肢ハ四體也、和名衣太

於^レ是^ニ天皇[、]惶^ニ其^ノ御^ノ子^之、^タ建^ク荒^ク之^情、^一而[、]詔^ス之^西方[、]有^リ熊^ノ曾^ノ建^ニ一^人、^コ是^レ不^レ伏[、]无^レ礼^ノ人^等、^故取^ル、^ニ其^ノ人^等、^一而[、]遣^ハ、^當此^ノ時[、]其^ノ御^ノ髮[、]結^レ額^也、^コ尔^ノ小^ノ碓^ノ命[、]給^フ其^ノ姨[、]倭^ニ此^ノ賣^ノ命^之、^ミ御^ノ衣[、]御^ノ裳[、]以^テ劍^ヲ納^メ于^御懷[、]一^而、^幸行^ク。

○熊曾ハ、上卷に注せり

「紀」「記」の誤りか

- 1 タケル 2 ミタマハバ
- 3 ツクリテゾヲリケル 4 ウタゲスル
- 5 「如童女之髮、梳垂其結御髮」
をまとめて）ソノユハセルミカミヲ
ヲトメノカミノゴトケヅリタレ
- 6 ケシテ

○御髮結レ額、崇峻紀の細注に、古^{ヒト}俗年少ノ児、年十五六間、束髮於額、十七八ノ間ハ分^{アゲマキト}テ為^テ三角子^ニ、今亦然之とあり、其結へる状ハ、匏花の如しと也

○姨和名抄に、父之姉妹為^レ姑、和名乎波^ヲとあり、「紀」傳に、小母^ヲノ意と云^ハり

○御裳ハ、腰に、服^キるもの也、記傳に、倭比賣命に、給はるハ、大御神の、御杖代に坐れハ、其御威^{ミイツ}に憑^レり給ふ也、と云へり然もあるべし、扱此役に、兵士をも數^{アマタ}ハ、率^{ツケ}させ給^ハざるハ、上に引^レ闕其枝^ニ云云の、強猛の御業を、惶^ミ給ひて、敵中へ棄給ふの、御慮^{ミオモヒ}がねにハあらしかと推^シ量^リ奉りぬ、然るハ次に、自^ニ其姨倭比賣命^一者、天皇既^{ハヤ}所^ス以^ム思^フ吾^ラ死^ス乎^ヤ、と詔ひし事を、併^ヒ思ふべし、されども御心、強直にまして、い^ミじき御功を、立給ひしを、感^ズさせ給ひしも、亦然るべき理^リなり

故^カ到^イ于^ニ熊曾^{クマソツ}、建^タ之^ガ家^{イヘニ}、見^ミ者^{レバ}、於^ニ其家邊^{ソノイヘノホトリ}、軍圍^{イクサカクミ}三^ミ重^{ヘニ}、作^{ツク}レ室^{ムロヲ}

以^テ居^リ、於^レ是^ニ言^フ動^ト為^レ御室樂^ニ、設^ヘ備^ヘ食物^ヲ、故^カ遊^ビ行^キ其^ノ傍^ニ、待^マニ

其^ノ樂^日、尔^コ臨^ミ其^ノ樂^日、如^シ童女^ノ之^ノ髮[、]梳^ケ垂^ケ其^ノ結[、]御^ノ髮[、]服^ニ

其^ノ姨^ノ之^ノ、御^ノ衣^ヲ御^ノ裳[、]既^ニ成^ニ童女^ノ之^ノ姿[、]交^ニ立^ニ女人^ノ之^ノ中[、]入^ニ坐^ニ其^ノ

室内^ニ、尔^コ熊^ノ曾^ノ建[、]兄弟^ノ二人[、]見^ミ感^ズ其^ノ孀^子坐^ニ於^ニ己^ノ中[、]而^テ盛^カ樂^ニ

7 トキニナリテ 8 ガ

故臨^{カレナル}ニ其^{ソノ}酣^{ツケ}一^ハ時^{トキニ}、自^{ヨリ}懷^{ミフ}出^ト劍^{コノ}、取^{トリテ}熊曾^{クマソノ}之^ノ衣^{コロモノ}、衿^{モテ}以^ク劍自^{クサヨリ}其^{ソノ}胸^{ムネ}、
 刺^{サシト}通^{ホシタマフ}之^{トキ}時^{トキ}、其^{ソノ}弟^{オト}建^{タケル}見^ミ畏^{カシコミ}、逃^{ニゲ}出^{イダキ}、乃^{スナハ}追^{チオヒ}、至^{イカリテ}其^{ソノ}室^{ムロ}之^ノ椅^{ハシ}本^{モト}、取^{トラヘ}其^{ソノ}
 背^セ、皮^{モテ}劍自^{クサヨリ}尻^{シリ}刺^{サシト}通^{ホシタマヒキ}。

○御室樂ハ、記傳に御ノ字は、新の誤りなるべしと云り、樂ハ拍上^{ウチアゲ}の切りにて酒飲^{サケ}て、手を、拍てとよむを云フ、顯宗紀に拍上賜^{ウチアゲ}、吾常世等^{ワガトコロヨクナチ}、とあり、伊呂波字類抄に、讎字をウタゲと、よめり

○酣時ハ、長延^{タケケス}にて延^{ナハ}の義ハ、次に云フ、万葉十に、日斜共^{ヒゲケルナハニ}、可消所念^{ケスベクオモホユ}、字鏡に、卓^{ヒダ}を日太介^{ヒダケケス}奴^ヌ、と注せり、即チ卓越^{ヒダケケル}の義にて、斜^{ヒゲケル}の意なり、物語書に、日だくるとあるハ、日の高く見ゆる程を云へれど、其ハ轉りたるにて、前後に引ける、例どもを見て、其義を知ルべし風雅集に、おほるにも、むかしの影ハ、なかりけり、年たけて見る、春のよの月、白氏文集十六に、叔母年高^{タケケテ}ハ、新婦^{タケケテ}貧^シなど、惣て半を過越^{タケケテ}たるを云フ、タケナハの、ナハは、字鏡に、價^{ナハ}長也^{ナハヤケシ}奈波也^{ナハヤケシ}介志^{ケシ}、また眇^{ナハヤケシ}細長^{ハヤケシ}之^ノ良^{ナハヤケシ}、奈波也^{ナハヤケシ}加余^{カニ}と注せり、取合^{ナハ}せて、延^{ナハ}の意なる事を知ルべし、神武紀に、酒^{ツケ}酣^{ツケ}之後^{ツケ}、吾則起歌^{ツケ}と、あるも、半過^{ツケ}而^{ツケ}、後なるべし、字書に酣^{ツケ}ハ、飲酒未^{ツケ}レ既也^{ツケ}、とあるが如し、如此云へるゆゑハ、記傳に酣^{ツケ}を宴半^{ツケ}の略なり、と説^{ツケ}て史記^{ツケ}高祖本紀^{ツケ}に、酒闌^{ツケ}とあり、注に

- 1 ワレ
- 2 マヲスベキコト
- 3 マヲシツラク
- 4 「尔」施訓なし
- 5 オホヤシマクニ
- 6 オレヲ
- 7 「取殺」二字まとめ
- 8 「白」施訓なし（会話文の終わりにマヲシキ）
- 9 シカ
- 10 アレ
- 11 アレ

云々、此闌をもタケナハ、と訓めるハ、酣と同意と、心得誤れる、訓なるべしと云へり、年治云、記傳にハ如此強^ヒたる説の、少ナからざるハ、姑^ク措て、動^{ヤ、モスレ}バ漢籍を引出て、左^カに右^{カク}に云へるハ、書^{モノ}廣きやうに、見ゆれど、大方ハ字書に、引けるを、抄^{スキヤテ}出たるが多かり、其ハ高祖紀の、酒闌に、タケナハの訓、ある本を見ず、同紀に酒酣自為^ニ歌詩^一、とある処にも、訓ハ洩せり、か、れば、記傳にハ、私に訓を附^ケて、引出たるなり、是らを助^ケて、宴^{ウタケナカバ}半なりと、為^スとも、日のたけなはをバ、いかなる、義とかせむ

○衣衿ハ襟^{エリ}にて裁縫するに、襟より下^ル処を、オクビと云フ是コロモノ、クビなり

○皮劔の、皮ノ字ハ、以の誤^リ也と、縣居翁の云へるに、從^フ

コニ^ニフ^ノク^マツ^{タケル} マヲ^{シツラク} ナウ^{ゴカシ} 玉^{ヒツソノ}ミ^{タチヲ}
 尔^ニ其^熊曾^建、白^言、莫^ニ動^其刀^一、僕^有ニ^ニ白^言、尔^暫許^テ
 オ^フセ^{玉フ} 於^レ是^ニ白^言汝^ガ命^者 誰^一、尔^詔下^吾者、坐^ニ纏^向之^日
 押^伏、於^レ是^ニ白^言汝^ガ命^者 誰^一、尔^詔下^吾者、坐^ニ纏^向之^日
 シ^ノミ^{ヤニ} 所^レ知^ニ 大^八嶋^国、大^帶日^子、淤^斯呂^和氣^天皇^之御^子、名^{ミナハ}
 代^宮一、所^レ知^ニ 大^八嶋^国、大^帶日^子、淤^斯呂^和氣^天皇^之御^子、名^{ミナハ}
 ヤ^マト^ヲゲ^ナノ^ミコ^ニマ^ス 倭^男具^那王^者也、意^礼、熊^曾建、二^人不^レ伏、無^シ礼^聞看^而、取^リ
 コ^シテ^ヨ オ^トノ^リ玉^ヒテ ツ^カハ^セリ^ト コ^ニソ^ノク^マツ^{タケル}マ^ヲサ^ク 白^言、信^ニ然^也、於^ニ西^方
 殺^シ意^礼詔^而、遣^上尔^其熊^曾建、白^言、信^ニ然^也、於^ニ西^方
 オ^キテ 10 吾^二人^一、無^シ建^強人^一、然^於大^倭国^一、益^ニ吾^二人^一而^レ、建^男

12 アレ 13 タタヘマラス
14 ホソヂノ

者坐^{ハイシケリ}禊理^{コ、ヲモテ}、是以¹²吾^{ワレ}獻^テ御名^{ミナラ}、自^{ヨリ}今^{イマノ}以後^チ、應^{ベシト}レ^キ 13 稱^{マラシ}倭建御^{ヤマトタケノミ}子^{コト}、是事^{コノコト}白^{マラシラ} 訖^{ヘツレバ}、即如^{スナハチゴト} 14 熟^{ホソヂノ}菰^ノ、振^{フリ}折^{サキ}而^テ 殺^{コロシ}也^{タマヒキ}、故^{カレ}自^{ヨリ}其^{ソノ}時^{トキ}、稱^{タハテ} 御名^{ミナラ} 一 謂^{マラシケルヤマトタケノミ} 倭建^{ヤマトタケノミ} 命^{ミコト} 一

○意礼ハ、上卷に注せる如く、汝と呼懸る、時の語なり、上在意礼ハ、王ヨリ建^{タケル}を指^{シテ}詔^{ヘリ}へり、次なるハ天皇より、王を指^{シテ}詔^{ヒシ}、意礼也、心を着^{ツケ}て見るべし

○倭建御子、伴ノ信友が、ヤマトタケルミコと訓メリ、熊曾建^{タケル}に、對^ヘたる御名なれば然^{シカ}よまむハ、然事^{サル}なれど、紀^{ヤマトタケルミコ}に日本武ノ皇子^{ミコ}に作り、常陸風土記に、倭武天皇とありて、武ノ字をタケルと、よミたる例なれば、姑^コ舊^コ訓^ニに従^フふ
○熟菰、和名抄に、熟瓜ハ保曾知とあり、即^チ寔^{ホソヂ}落^チにて、今^ノ真桑瓜なるべし
○振折の折ノ字ハ、拆の誤りなりと、縣居翁云へり、熟菰のごとく、振^リ拆^クと也

1 シカシテ

1 然^サ而^テ還^{カヘリ}上^ノ之^{ボリ}時^{マストキ}、山^{ヤマ}神^ノ、河^{カハ}神^ノ、及^マ穴^{アナ}戸^ノ神^ノ、皆^{ミナ}言^{コト}向^ム和^ケ而^シ、參^{マキ}上^ノ

○山神河神ハ、山にも、川にも荒ぶる神の、ありし事例あり

○穴戸ハ、長門ノ国の、古名なり、記傳に、道行なりと云へる書を引^キて云^ク、

- 1 イリマシテ 2 トラムト
- 3 「結友」二字まとめて ウルハシミタマヒキ 4 イチヒノキ 5 タチニツクリテ（師の多知爾都久理那志弓と訓れたるに従ふべし）
- 6 ココニ 7 アガリマシテ 8 コダチ 9 アハサム 10 コダチラ 11 スカシテ

○「結友」について）なほ字のまゝに訓では、古言に非じ、

赤間の關と、門司の關との、あはひ、一ツにつらなりて、其中を、潮の通ひしを、皇后の御舟、通り難かるを、一夜のほどに、穴戸の山、引わかれたり云々、年治云々、長府と、下ノ關との間を壇ノ浦と云ヒ、小高き山也、向ひハ、豊前国早鞆ノ浦にて、今見るに平地なれば、其あはひ地接きて、潮穴より通ひし跡とハ見え、然レど甚狭き海なれば、穴門と云ヒしなるべし

スナハチイリマシイツモノクニ、オモホシ 2. コロムトソノイツモタケルヲテ、イタリマシテスナハチムスビ玉ヒキ 3. トモト
 即 入ニ坐出雲国一、欲レ 殺ニ其出雲建一而、到 即、結レ友、
 カレヒカニモテ 4. イチヒ ツクリ 5. キダチラ シテ ミハカ トモニカハアミシ玉ヒキ ヒノカハニ 6. カレヤマトタケル
 故竊以ニ赤禱一、作ニ詐刀一、為ニ御佩一、共 沐 二肥河一、尔倭建
 ミコト ヨリ、カハマツアガリテ トリ、ハカシツモタケルガ トキオケルタチヲ テ、ノリタマフ セムトカヘ、タチ
 命、自河先上、取ニ佩出雲建之、解置横刀一而、詔レ為レ易刀、
 カレヒニ イツモタケル ヨリ、カハアガリテ、ハキ、ヤマトタケノミコトノ 8. キダチラ ノ、コ、ヤマトタケノミコト
 故後、出雲建、自河上而、佩ニ倭建命之詐刀一、於レ是倭建命、
 アラヒ、タマフイザアハセムト タチ、カレオモク、スツソツタチヲ トキニ イツモタケル、ズエ 10
 詔ニ云伊奢、合レ刀、尔各拔ニ其刀一之時、出雲建、不レ得ニ拔
 キダチラ スナハチヤマトタケノミコト 11. スキ、ソノタチヲ テ、ウチ、コロシ玉ヒキイツモタルヲ
 詐刀一、即倭建命、拔ニ其刀一而、打ニ 殺 出雲建一

○結友を、ウルハシミとあれど、其は心愛てふ義にて、友を結ふてふに、限れる語に、あらざれば、改メつ

○赤禱、用明紀に、赤禱此云伊知毘、と注せり

○詐刀案に、真刀に對へて、キダチとよまむ外なし、崇神紀に、此件に全々相

○「都豆良佐波麻岐」について）
 契沖、黒葛多纏なり、黒葛を以て多
 く柄を纏なりと云り、但し柄のみ
 ならず、鞆をも纏るを云なるべし、
 （略）さて此句は、此刀のたゞ柄鞆
 に、黒葛を多く纏たる表方の飾のみ
 なることを云るなり、

類たる古事を載せ、彼処にも、木刀とあるを對へ見るべし

○沐ハ、崇神紀に、游沐をよめり、アミとハ水浴るにて、沐ノ字ハ符はざれど、古クより書キならへり

○伊奢ハ率にて、誘ふ言也

カレミウタヨミシクマハク
 尔御歌 日、夜都米佐須、伊豆毛多祁流賀、波祁流多知、都豆良、佐
 ハマキ 波麻岐、佐味那志尔、阿波礼、故如此擬 治、參上 覆 奏

○夜都米佐須、崇神紀に、椰句毛多菟に作り、同義なり、委は上卷、夜幣
 賀岐の御歌に注せり

○伊豆毛多祁流賀は、出雲建之なり、抑建とハ、其地にて、猛勇の人を、云へ
 り、崇神紀に、出雲建と、見えたるハ、出雲臣、飯入根と、云フ人を云へり、
 上の熊曾建ハ、紀に川上梟帥に作り、其名を取石鹿文、と傳へたるを見ルべ
 し、此記神武ノ段に、八十建と云へるも、其黨の多きを云ラ

○波祁流多知ハ、佩る太刀なり

○都豆良佐波麻岐ハ、黒葛清卷なり、物語書に、さはやかと、云へる語多し、
 清潔の意にて、遊仙窟に、肝賸を、サハヤカと訓メリ、俗にサツパリと、云ラ

- 1 アラブル 2 マカリイデマス
- 3 マラシタマヘラクハ
- 4 マツロハヌヒトドモヲ
- 5 トリニツカハシテ 6 「未經幾時」まとめて）イクダモアラネバ
- 7 イクサビトドモヲモ
- 8 ヒムカシノカタ
- 9 マツロハヌヒトドモ
- 10 オモホシメスナリケリトマヲシテ
- 11 タチヲ 12 トキタマヘトナモ
- 13 ノリタマヒケル

におなじく、美たる語なり
 ○佐味那志尔、阿波礼ハ、真身無シに嗚呼也是ハ歎息の辞にて、木刀に係れり、万葉に劔太刀、身尔副などよめる、身ハ刃にて、此なる佐味の、味におなじ

コ、ニスメラミコト、マツシキテ、ノリ玉ヒ、ヤマトタケクミコトニ
 尔、天皇、亦頻、詔三倭建命、言二向和平、東方、十二道之、一荒
 フルカミ、マタマツロハヌヒトドモヲ、テ、ソハ、キビノオミヲ、ガオヤ、ナハミスキトモミ、タケヒコヲ
 夫琉神、及摩都樓波奴人等二而、副吉備臣等之祖、名御鉏友耳、建日子
 而、遣之時、給二比比羅木之、八尋矛一、〔比比羅〕三字以意、故、受
 ヲカハス、トキニ、タマヒキ、ヒビラ、ギノ、ヤヒロボコヲ
 命、罷行之時、参二入伊勢大御神宮一、拜二神朝廷一、即
 ミコトヲ、マカリマス、トキニ、マキリ、マシテ、イセノオホミ、カミノミヤニ、ヲロガシマヒテ、カラムカドヲ、スエハチ
 3 マラシ玉ヲ、ソノミヲ、ヤマトヒメノミコトニ、ハ、スメラミコトハヤク、スラム、オモホ、アレヲシネトヤ、イカサレカ
 白ニ其姨、倭比賣命一者、天皇既、所三以思ニ吾死乎、何
 5 カチニ、ツカハシニシノカタノ、4 アシケビトドモヲ、テ、カヘリマキノボリコシホド、6 イマタヘスニ、イクトキモ、ズテ
 撃二遣、西方之、悪人等二而、返参上來之間、未經二幾時一、不
 タマハ、イクサビトドモ、イマサラニ、コトムケニ、ツカハスラムヒムガシノカタ、トラマリフタミチノ、アシケビトドモヲ
 7 賜二軍衆一、今更、平二遣、東方、十二道之、悪人等、
 ヲリテ、コレニオモヘバ、ナホホシ、10 オモ、メスニコソト申テ、アレハヤク、シネト、ウレヒナキテ、マカリマス、トキニ、ヤマトヒメノ
 因レ此思惟、猶所、思二看、吾既、死焉、患泣、罷時、倭比賣
 ミコト、タマヒ、クサナギノ、ツツギヲ、
 命、賜二草那藝、劔一、〔那藝二音以音〕亦賜二御囊一而、13 ノリ玉ヒキ、モシ
 アラバ、トミノコト、トキ玉ヘト、コノフクロノクチヲ、
 有ニ急事一、解ニ上茲囊、口一

○十二道ハ、十二国にて、上代国を、道と云ヒし事例あり

○（「比々羅木之八尋矛」について）
 上代の矛は、鋒刃ある物のみに非
 ず、木のかぎりなるもありし、此
 比々羅木の矛も然なり、【若鋒刃あ
 りて、其柄の比々羅木ならむには、
 柄の材の名を、矛の名に負べき由な
 きを思へ】

「拘」は「狗」か。

1カヘリノボリタラム 2トキニコ
 ソ 3メサメトオモホシテ 4ヒム
 カシノクニニ

○御鈕友耳建日子の、鈕友ハ、懿徳天皇の、御名の下に注ヘリ

○比々羅木之、八尋矛、續紀二に、枉谷樹、八尋梓根とあり、此外是彼見え
 たれば、上代常に、用ひし武器なりけむ、本草に、「拘」骨を配たり、此木
 を東国にて、オニヒラギと云キ、枝葉刺ありて、十月に至り、小白花を開き、
 香氣あり、常に柀ノ字をよミ、人よく知れる木也

○神朝廷ハ、神の御門にて神宮を云フ

○白者を、マヲシタマヘラクハと、よめるハ非也、今改メフ

○悪人、万葉廿に、布多富我美阿志氣比等奈里と、あるに依りてよミつ、此
 悪人を、マツロハヌヒト、とよめるハ、然事なれど、若然よまむにハ、
 不伏人、不奉人、不服人、麻都漏波奴人など、書クべき此記の例なるをや

○草那藝劔ハ、八俣遠呂智の、尾より出たる、大刀にて、名義ハ下に見ゆ

○急事、枕冊子に、まづとミの事とて、めせバまゐりたり云々、字鏡集に、
 此急ノ字を、トシとも注せり、同義也

故 到 三尾張国一、入二坐尾張国造之祖、美夜受比賣之家一 乃雖
 思 将 婚 亦 思 二 還 上 之 時 将 婚 期 定 而 幸 三 于 東
 国 一、 悉 三 言 向 和 平、 山 河、 荒 神、 及 不 伏 人 等 一、 故 尔、 到 二 相

5ウチニ

武^ム国^{クニ}一、之^ト時^{キニ}、其^{ソノ}国^{クニ}造^{ミヤツコ}、詐^{イツ}白^{ハリマヲ}、於^ニ此^{コノ}野^ノ中^{ナカ}、有^{アリ}大^{オホ}沼^{ヌマ}、住^{スメル}是^{コノ}沼^ノ中^{ナカニ}一
之^{カミ}神^{イタクチハヤルカミナリト申ス}、甚^{イタク}道^{ミチ}速^{ヤク}振^{ハル}神^{カミ}也

○尾張国造、国造本紀に、志賀高穴穗朝^ミ、以^ニ天^{アメ}別^{ワケ}天^{アメ}火^ヒ明^ミ命^{ノミコト}十^ト世^セ孫^ノ、小^コ止^ト
与^ニ命^{ノミコト}定^ニ賜^{タマフ}国^{クニ}造^ミ、とあり

○美夜受比賣ハ、紀に尾張氏之女、と記し、熱田縁起にハ、稻種公之妹、とあり

○相武ハ相模也、相ノ字をサガとよむべき由ハ、音韻啓蒙に、弁^ハおけり

「者」「都」の誤りか。

○国造ハ、国造本紀に、相武国造^ハ志賀高穴穗朝、武刺^{ムサシ}国造ノ祖、神伊勢
「者」彦命、三世孫、茅武彦命、定^ニ賜^{タマフ}国^{クニ}造^ミ、とあれど其^レより前に既^レく定^リり
けむ

○道速振ハ、上卷に道速振、荒振国神とあり

イ「其地者」補入（記中に如此其事に因^{ヨリ}て、地名となれることを云る例、何れもみな故號^{コトナリ}其^レ所^ノ謂^フ某^{ナリ}、或^シは故^レ其^レ地^ノ云^フ某^{ナリ}などありて、其所^ノ若^シは其^レ地^ノなど云^フ言^フの無^キ例^ハ、一^ツも見^エざれば、此^レ言^フの脱^タたること灼^シければなり）

於^ニ是^レ、看^ミ行^{ハシ}其^レ神^ノ一、入^リ坐^ス其^レ野^ノ二、尔^カ其^レ国^ノ造^ミ、火^ニ着^ケ其^レ野^ノ一、故^レ知^ルシメシ^レ、見^レ欺^ム而^テ解^キ開^ク其^レ姨^ノ、倭^{ヤマト}比^ヒ賣^メ命^ノ之^レ、所^レ給^フ囊^{フクロ}口^ノ而^テ見^{タマ}者^ノ火^ニ打^ツ有^リ其^レ裏^ノ一、於^ニ是^レ先^ニ、以^テ其^レ御^ミ刀^ノ一、苜^ハ撥^ヒ草^ヲ一、以^テ其^レ火^ニ打^ツ而^テ打^ツ出^ス火^ヲ一著^ク向^カ火^ニ而^テ燒^{ヤキ}退^ケ還^ル出^ス、皆^ク切^キ滅^ス其^レ国^ノ造^ミ等^ノ一、即^チ著^ク

1 イリマシツレバ 2 「尔」施訓なし
 3 アザムカエヌト 4 カノ
 5 ミフクロノ

ヒラキヒキ
 火焼、故於^{カレニ}今^{イマ}、謂^{イフ}燒遣^{ヤキツト}也

○看行とハ、見る事の行届く意にて、見備^{ミソナバ}を延へて、ミソナハス、と云ふより、轉りて、ミソナハシとも、活^キ云へり、下卷に、斯漏多閉能、蘓弓岐蘓那布、とあるも、袖着^{キソナ}備ふなり

○火打、按に上代は、火ハ燧^{キウ}出しを、中昔よりハ、専火打と云ふ事、見え初めて、其ハ今^{イマ}世に、物する如く、石と金を打合せて、火ハ出しけむと、おぼしきを、此御世の火打も、おなじ業にせしか詳ならず、但^シ蒲黄^{カマノホ}を、用ひるハ後に、其カミ茵麻莖^{イチビガラ}等の炭に打付^{ウチケ}けむ、東国にてハ、今も然^{シカ}する事也

○苜撥草、是ハ御傍の草を、刈拂ひて、火を近づけしめざる也、紀に王^{ミコ}所^シ佩劍^{ムラ}叢雲^{ムラ}自抽之、薤^ニ攘^ラ王之傍^ノ草^ニとあり

○燒遣の遣ハ、延「佳」本に、津に作れるを、是とす、式に駿河国益頭郡燒津神社、和名抄に、同国郡名、益頭^{ヤキツ}を末志豆^{マシヅ}、と注せるハ、燒てふを忌みて、呼易^{ヨク}へたる也、紀に日本武尊、初^{ハジ}至^ツ駿河^ニ云々と、ありて、其跡彼国に在れば、紀を正しとして、此記及、古語拾遺に、相武と傳へたるを、誤^アりとせむか、記傳に、此時いまだ、駿河と云ふ、大名ハなかりけむを、書紀にハ、後に分^ワれたる、国名を以て、記されたる物也、と云へり、此説ハ用^{ヨル}べし、御歌

「佳」「佳」か。

1ノチニ

○渡神ハ海神也

○弟橘比賣命ハ、紀に穗積氏、忍山ノ宿祢之女とあり、弟も橘も、愛る意の称なり

○菅疊、皮疊、絶疊何れも、字の如し

カレンノキサキノ、ウタハセルミウタ
 尔其^ニ后^テ、歌^ハ日^ニ、佐泥佐斯^ハ、佐賀牟能^ハ、袁怒迹^ハ、毛由流肥能^ハ、本那迦^ハ
 迹^ニ、多知^{タチ}豆^ト、斗比斯^ト、岐美波母^ハ、故^ハ七日^ノ之^ノ後^ニ、其^ノ后^ニ御櫛^シ、依^リ于^キ
 海邊^ニ、乃^ハ取^リ其^ノ櫛^ヲ、作^リ御陵^ニ而^シ、治置^ス也

○佐泥佐斯ハ、相武に係る枕詞なめれど、詳ならず

○佐賀牟能袁怒迹ハ、相武之小野に也

○毛由流肥能ハ、燃ル火之なり

○本那迦迹多知豆ハ、火中に立て也

○斗比斯岐美波母ハ、問し君はもにて、火中に坐ながらも、我を問給ひしとなり、万葉十一に、不飽八妹登^{アカズヤイモト}、問師公羽裳^{トヒシキミハモ}、とあるにおなじ、波母ハ歎息の辞也

○御陵何地ならむ、知リがたし、式に上総国、長柄郡橘神社あり、若クは御櫛

1 イマシテ 2 シロキカニ（鹿は加
と云ぞ正しき名なる） 3 「乃」施
訓なし 4 コロサエタリキ

を、納めし地にハ、あらしか、又江戸の亀井戸に、吾妻、森あり、これ其地
か、尋べし

自^{ヨリ}其^レ入^リ幸^ニ、悉^ク言^フ向^ム荒^ク夫^レ疏^ク、蝦^エ夷^イ等^ト、亦^モ平^ク和^シ、山^{ヤマ}河^{カハ}荒^{アラ}神^{カミ}等^ト
而^テ、還^{カヘリ}上^ノ幸^キ時^ニ、到^リ足^ツ柄^ノ之^ノ坂^{サカ}本^{ホト}、於^ニ食^キ御^ミ粮^{シメ}一^ニ处^{トコロ}、其^{ソノ}坂^{サカ}神^ノ、
化^ニ白^{シロ}鹿^{シカ}而^テ、來^キ立^{タチ}、尔^{カレ}即^チ、以^テ其^{ソノ}昨^{ミラシ}遺^シ之^ノ、蒜^{ヒル}片^ノ端^{カタ}、待^マ打^チ者^{マヒシカバ}、中^{アケ}二^{リテ}
其^{ソノ}目^メ、乃^{スナハチ}打^チ殺^{コロサレ}也^キ

○蝦夷ハ、蝦人^{エミシ}にて、人ノ字をシと訓めるは、大人をウシと、云へるのミなら
ず、俗^{ヤマシ}に山人^{セケンシ}、世間人^シ、などの人なり、其は飛撥^{トビハヌ}る事の、捷^トきを卑めて云へ
り、或説^{ヒケ}に、鬚あるを以て、名づく^{アル}と云へれど、葡萄^サを、エビツラと云へる
社、然も云^サへめ、鬚^{ヒケ}ハ誰^ニにも、生^{アル}ものをや、後にエビスと云フハ、轉^マりたる也、
扱^ア記傳^キに、蝦夷ハ松前^{エゾ}の奥^{ヒト}なる、蝦夷人^{エミシ}にて、人種^{ヒト}異^{ヒト}也と云へるハ、事實^{ヒト}を
弁^アへざる、非事^{ヒト}なり、神武紀^{ヒト}の、御歌^{ヒト}にも、愛^エ弥^ミ詩^シ鳥^ヲ、毗^ヒ儂^ニ利^リとありて、其
愛^エ弥^ミ詩^シハ、大和国^{オホ}にて敵^{アケ}奉^ミりし、八十^{ヤチ}梟^{ケル}帥^ヲを云^ハへバ何^{ナニ}処^{トコロ}にても、朝廷^{ヒト}に、
背^アキ奉^ミれるものを、上代^{エミシ}より蝦夷^{エミシ}とハ云へり、猶^ナ此^{コノ}蝦夷^{エミシ}にハ、云^ハべき事^{コト}あれ
ど、爰^{コノ}にハ略^ハク

1 ネモコロニナゲカシテ
 2 (「號其國謂阿豆麻也」をまとめ
 て) ソノクニラアヅマトハイフナリ

○(「三歎」について) 三は字の
 まゝに、美多毘と訓てもあるべけれ
 ど、古言には、歎きなどに、然歎を
 云むことかいが、漢籍には、何事
 にまれ、丁寧反復に物することを、
 三云々と云り、三思三省などの如
 し、三歎とは、殊に多く云言なる故
 に、此にも其字を用ひたるにこそあ
 らぬ、古言は三遍歎くには非じ、
 「憐」は「隣」の誤りか。

○足柄ハ、相模国の郡名にて、和名抄にハ、上下に分てり
 ○御粮の粮ノ字を、古書等に、カレヒと訓たる例を、見ざれど、姑々記傳に従
 ふ、舊訓ハミラシスル、トコロ、とよめれど食御粮てふに、配難し
 ○蒜ハ、和名抄に、蒜ハ葷菜也、和名比流、とあり

カレノボリ タチテソノサカニ
 故登ニ立其坂一、二三歎、詔ニ云阿豆麻波夜、(自阿下五字以レ音也)
 カレノボリ ソノクニ、イラ アツマト、スナチヨリ ソノクニ、コエテ、イデ、カヒニ、マシクケル、サカラリ
 故号ニ其國一、謂阿豆麻也、即自其國越、出甲斐一、坐ニ酒折
 ミヤニ トキニワタヒタマハク、ニヒバリ、ツククハラ、スギテ、イククヨカ、ネツル
 宮一、之時歌日、迹比婆理、都久波袁、須疑弓、伊久用加、泥都流

○三歎、字の儘によむべし、内宮儀式帳に、三遍音為弓發、令幸行一などあ
 り、記傳に、此三字を、ネモコロニ、と訓れど、然よまむにハ、三ノ字をバ
 書ッまじきをや、紀にも三歎とあり

○阿豆麻波夜、紀に吾孀者耶、とあるがごとし

○謂阿豆麻とハ、足柄ノ坂より、以東の国々を、云ヒしを、後に東ノ字に、此
 訓を配りてより、遂に本ノ義ハ失ひて、東と云フに通はして、云へるが多かり、
 紀にハ、此三歎を、登ニ碓日嶺一而、とあり、即上野国の郡名、碓氷にて、彼
 郡に「憐」り、吾妻郡もあれば、此古事ハ、紀ぞ正しからむ、彼碓氷嶺ハ、

1（歌の後に訓んで）トゾウタヒケ
 ル 2ベ 3アツマノクニノミヤツ
 コニゾナシタマヒケル（文のま、
 に、東國造を給ふと訓では、漢籍讀
 にて、古語のさまに非ず）

東南を遠く、見遙かす山なりとぞ

○酒折宮、同国山梨郡に、酒折村あり、名義を求むべからず

○迩比婆理ハ、常陸国郡名にて、新治なり

○都久波も、同国郡名にて、筑波なり、同国風土記に、筑波之縣ハ、古ハ謂ニシラ

紀国ト美萬貴ノ天皇之世、遣ニ采女ノ臣ノ友属、筑波命ヲ、於紀国之国造ニ時、筑

波ノ命曰、欲レ令ニ身名者、著レ国而、後世ニ流傳ニ、即改ニ本号ニ、更称ニ筑

波、とあり、土人ハ濁音に、ツクバと云へり

○伊久用加、泥都流ハ、幾夜か宿つるなり

尔其、御火燒之老人、續御歌一以、歌曰、迦賀那倍弓、用迹波、許許
 能用、比迹波、登袁加袁、是以、譽ニ其老人、即 給ニ 東國造一也

○御火燒ハ、上代ハ、脂松やうの、ものを焼しなり、日向国の山中にてハ、

今も然り

○迦賀那倍弓ハ、記傳に、日々並てなり、此迦ハ、氣長くなど云フ、氣に通

ふと云へり

○用迹波許々能用ハ、夜に八九夜なり

1 「乃」施訓なし 2 チギリオカシ
 シ 3 ミヤズヒメ (ノなし)
 4 ソレ 5 「見其月經」まとめて
 ソラミソナハシテ (文のまゝに訓む
 は、煩はしく拙し、但し、上をサハ
 リノチと訓まば、此をもソノチヲと
 訓べし、其月經と書るは、漢文の格
 なり)

○比迺波、登袁加袁ハ、日にハ、十日をにて、袁ハ歎息の辞なり
 ○東国造ハ、何れの国ならむ、詳ならず、扱国造を給フとのミにてハ、穩かな
 らぬ、こ、ちすめれど、国造ハ、當時の職名なれば、其職に為給ふを、然よ
 まむハ、論なきをや、舊訓も然り

自^{ヨリ}其^{ツノクニ}国^ニ越^{コエマシテ}科^{シナスノ}野^ニ国^ニ乃^{スハチコト}言^{ムケシナスノ}向^{サカノ}科^{カミヲ}野^テ之^ハ坂^ニ神^ニ而^{カハリ}還^{キマシテ}來^ヲ尾^{ハリ}張^ル
 国^ニ入^{イリ}坐^{マシツ}先^{サキ}日^{ヒニ}所^シ期^{チキヲ}美^ミ夜^ヤ受^ズ比^ズ賣^{ヒメ}之^ノ許^{モトニ}於^ニ是^{コト}獻^{オホミ}大^ニ御^ミ食^ケ之^ヲ
 時^{トキニ}其^{ツノ}美^ミ夜^ヤ受^ズ比^ズ賣^{ヒメ}捧^{サゲ}大^{オホミ}御^ミ酒^{サカヅキヲ}盞^ヲ以^テ獻^テ爾^{コトニ}美^ミ夜^ヤ受^ズ比^ズ賣^{ヒメ}其^{ツノ}於^ニ意^ヲ
 須^ス比^ヒ之^ノ欄^ヲ意^{ツキタリ}須^ス比^ヒ三^サ字^ジ以^テ音^ヲ著^{サハリノ}月^{モノ}經^ヲ故^{カレミ}見^ミ其^{ツノ}月^{モノ}經^ヲ御^ミ
 歌^{ウタ}日^ヒ比^ヒ佐^サ迦^カ多^タ能^ネ阿^ア米^メ能^ネ迦^カ具^ク夜^ヤ麻^マ斗^ト迦^カ麻^マ迺^ニ佐^サ和^ワ多^タ流^ル久^ク毘^ヒ比^ヒ
 波^ハ煩^{ボツ}曾^{ソウ}多^タ和^ワ夜^ヤ賀^ガ比^ヒ那^ナ袁^ヲ麻^マ迦^カ牟^ム登^ト波^ハ阿^ア礼^レ波^ハ須^ス礼^レ杼^ド佐^サ泥^ネ牟^ム登^ト波^ハ阿^ア
 礼^レ波^ハ意^{オモ}母^{ヘド}閑^ナ杼^{ガケ}那^{セル}賀^{オス}祁^{ヒノ}勢^{スソ}流^ニ意^{ツキ}須^タ比^チ能^ニ須^{ケリ}蘓^ニ尔^ニ都^ツ紀^キ多^タ知^チ迺^ニ波^ハ阿^ア

○科野之坂ハ信濃国に、名高き御坂也、記傳に、美濃国惠奈郡より、信濃国
 伊那郡に、越る国堺の坂也、と云へり
 ○月經ハ、月水にて、和名抄に、佐波利と注せり
 ○意須比ハ、上に注せり

佐泥牟登波は、將眞寐とはなり、凡て寐るを佐寐と云は、眞寐にて、多く男女率て寐るを云り、

○「都紀多知迹祁理」について）
 婦人の月水は、月々にめぐりて出る物なる故に、其が着て見えたるを、天に月の出たるに比へて、如此云なし給へるなり、

○比佐迦多能ハ、天の枕詞なり、荒木田ノ久老が、万葉楓ノ落葉に、日刺方と云へるぞ、よろしき

○阿米能迦具夜麻ハ、天之香山なり

○斗迦麻迹ハ、利鎌になり

○佐和多流久毘ハ、真渡杵なり、以上次句に係る序なり

○比波煩曾、記傳に、源氏に、ひはやか、ひはつなどの、語を引出て、細く弱く、撓む貞也と云へり、か、れば、利鎌にて、刈とる杵の、細く、ひはやかなり、との意なり

○多和夜賀比那袁ハ、嫺腕をなり

○麻迦牟登波ハ、將枕とハ也

○阿礼波須礼杼ハ、吾者雖レ為なり

○佐泥牟登波ハ、將寝とハにて、佐ハ發語なり

○阿礼波意母閑杼ハ、吾者雖レ思也

○意須比能、須蘓尔ハ、襲之裾になり

○都紀多知迹祁理ハ、月水を、ツキタチと云ひけむ、多知とハ、廻リ始ることにて、春立、秋立の立に、おなじかるべし此月水を、本草訓注に、ツキノモノと注し、常にも然云へり熱田縁起にハ、阿佐都紀乃、其止久云々、とある

ハ、朝月の如くにて、都紀てふに、係たる枕詞の、如きの云状なり、然ルに記傳に、空なる月を云ふ、其ハ花の散を、雪ふりにけり、と云フが如しと云へり、年治云ク、漢学始りて後ハ、月をバ、雪花を見る如く、文人の翫物とせしを、見習ひて、歌よむにも、同状になめしく、云ヒ貶せど、いまだ然るさかしらをも、しらざりし、世にして、云まくもゆゝしき、天照大御神の、御弟ノ命に坐ス、月の大御霊を、穴かしこ、月水に云ヒ准ふるなど、あるべくもあらず、あはれ古學する輩、心得おくべし

カレミヤズヒメ、コタヘテ、ミウタニ、ウタヒケラク、
 尔美夜受比賣、答ニ御歌ニ、日、多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、
 ワガオホキミ、アラタマノ、トシガ、キフレバ、アラタマノ、ツキハ、
 和賀意富岐美、阿良多麻能、登斯賀、岐布礼婆、阿良多麻能、都紀波、岐
 ヘユク、ウベナウベナ、キミマチガタニ、ワガケセル、オスヒノスソニ、
 閑由久、宇倍那宇倍那、岐美麻知賀多尔、和賀祁勢流、意須比能須藤尔、
 ツキタタナムヨ
 都紀多那牟余

○多迦比迦流ハ、高光にて、日に係る枕詞也

○比能美古ハ、日之御子にて、日神の血統を、継給へる、御子と申す、義なり

○夜須美斯志ハ万葉に、安見知之とあり、安見知之とあり、安らげく見そなはし、知しめし、給ふを云フと、冠辞考に云へり

○阿良多麻能は、年、又月の枕詞にて、阿多良阿多良麻の約りたる言なり、（略）阿多良とは、年月日時の、移りもて行を云言にて、年月は移往て環る物なれば、また環り來る毎に逢見るよしなり、（略）さて阿良多麻は、かの阿多良阿多良の、上の阿多良を切めて阿良と云、下を切めて多と云るにて、【阿多は阿と切り、多良は多と切る、下の阿は、良の韻にある故に省かる、】麻は間に、程と云に同じ、

○和賀意富岐美ハ、我大君なり、扱大君とハ、天皇を始メ奉り、皇族に涉ッて、申す称なれば、王ノ字をよめり

○阿良多麻能ハ、璞之にて、未磨かざる玉を、砥く意にて、年に係ケたるより、月にも云ヒ轉せり、記傳の説ハ、いミじき非事なり

○登斯賀岐布礼婆ハ、年之來經者也

○都紀波岐閉由久ハ、月者盡往なり、万葉十五に、月日毛伎倍奴、とあるもおなじ、播磨風土記に、宗形大神、云ニ我可レ産之月盡一、故曰ニ支閉丘、とあるを見るべし

○宇倍那宇倍那ハ諾なくなり、万葉十三に諾々名、母者不レ知とあり、尤と引納る意なり

○岐美麻知賀多尔ハ、君待難に也、是ハ君を待てどく待得ぬにの意なり

○和賀祁勢流ハ、吾着有なり

○都紀多多那牟余ハ、月水むよにて御襲の裾の、穢れつるを云フ也、此那牟ハ、契沖も論とおけり、猶考べし、一首の意ハ、契りおき給へるま、久しく待難き、御思ひの増る上に、また月ノ物に穢れつるを、見咎め給ふが、愧しと、含め給ふ、甚あはれに情ふかし

イ冰

1 タチ 2 ノリタマハク（公話文の
終わりにトノリタマヒテと補読）

3（「白猪逢于山邊」まとめて）ヤ
マノベニシロキアヘリ

4ゴトクナリキ 5シロキニ

6ツカヒノモノニコソアラメ

7トリテム 8フラシテ 9シロキ

ニナレルモノハ 10ソノカミノムザ

ネニゾアリケムヲ 11コトアゲシタ

マヘルニヨリテマドハサエタマヘル

ナリ

○（「當其神之云々」について）當
は、爾曾阿理祁牟袁と訓べし、【か
く訓て、此字を書る意に當れり、】

故^{カレ}爾^コ御^ニ合^ミ而^{シテ}、以^テ其^{ソノ}御^ミ刀^ノ之^ハ、草^{クサ}那^ナ藝^ギ劍^ノ、置^{オキ}其^{ソノ}美^ミ夜^ヤ受^ズ比^ヒ賣^メ之^ノ許^シ而^{シテ}、
取^{トリ}伊^イ服^フ岐^キ能^ネ山^ノ之^ハ神^{カミ}、幸^{イデ}行^{シキ}、於^ニ是^コ、詔^{コト}茲^ニ山^ノ神^ノ者^ハ、徒^{ムナ}手^デ直^ニ取^リ而^{シテ}、
騰^ノ其^{ソノ}山^ノ之^ハ時^{トキ}、白^{シロ}猪^キ、逢^ア于^{ヘリ}山^ノ邊^ノ、其^{ソノ}大^{オホ}如^シ牛^ノ、尔^{コト}為^ス言^ノ舉^ノ而^{シテ}、
詔^ノ玉^ノ、是^{コト}化^ス、白^{シロ}猪^キ、其^{ソノ}神^ノ之^ハ使^シ者^ハ、雖^{トモ}今^{イマ}不^ズ殺^ス、還^カ時^{トキ}將^シ、
殺^{コロ}而^{シテ}騰^リ坐^ス、於^ニ是^コ、零^{オホ}大^{オホ}水^ノ雨^ヲ、打^{ウチ}、感^{マド}倭^ハ建^ツ命^ヲ、〔此^{コト}化^スニ
9シロキニモ、アラズテ、ソノカミノツカヒニハ、10マサニソノカミノムザネナリシヲ、11ヨリテ、コトアゲニ、レ玉ヘル
マドハサナリ
レ感也〕

○伊服岐能山之神、式に近江国、坂田郡伊夫伎神社、美濃国不破郡、伊富岐
神社あり、此堺を伊吹山と、云へるなるべし

○言舉ハ、万葉に多かり、思ふ事を、聲に擧て、言つらふを云フ

○氷雨ハ、字の如し、書紀に、大雨、火雨などをよめり、是等氷雨の誤りな
るべし、案に氷雨ハ、雨まじりに、降るものにて、かゝる時ハ、大雨なるゆ
ゑに、和名抄に、霏ノ字を、比左女とハ、注せり

○正身ハ、身實なり

○當其神之云々、記傳に當字を、ナリケムヲ、とよめれど、然よむべき字に
あらねバ、従ヒがたし

○杖衝坂ハ、記傳に、伊勢国三重郡、采女村に、在リと云へり

○稍を、後にヤウくと云フハ、稍を引出て、ウを加たる也、ヤ々くは、本語を重云へり

○尾津ハ、和名抄に、伊勢国桑名郡、尾津郷あり、式に同郡、尾津神社

○一松ハ、一本松なり

○所忘ハ、其時より今に、忘れてあるを云フ

○御刀ハ草那藝劔とハ、別なり

カレミラタヨミシタマハク
 尔御歌日、袁波理迹、多陀迹、牟迦幣流、袁都能佐岐那流、比登都麻
 ツ アセヲ ヒトツマツ ヒトニ アリセバ タチハケマシヲ キヌキセマ
 都、阿勢袁、比登都麻都、比登迹阿理勢婆、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻
 シヲ ヒトツマツ アセヲ
 斯袁、比登都麻都阿勢袁

○袁波理迹ハ、尾張に也

○多陀迹牟迦幣流ハ、直に向へるなり

○袁都能佐岐那流ハ、尾津之崎在なり

○比登都麻都阿勢袁ハ、一松吾兄にて、松をしたしミテ、吾兄と詔へり、袁ハ歎息の辞也、扱非情の物を、兄と詔へるハ、異様に聞えて、誰もいぶかし

く思ふめれど後ながら万葉五に、烏梅能波奈、岐美乎於母布得、とあるハ、梅を君と云へり、枕冊子に、そよと、さしいるるは、呉竹の枝なり、おい此君にこそ云々、是ハ晋書王羲之傳に、指レ竹曰、何ッ可_三一日_モ、無_二此君_一邪、とある、故事によりて、竹を君と云へり、此る例猶多かり

○比登迹阿理勢婆ハ、人なりせば也

○多智波氣麻斯袁ハ、大刀佩ましを也

○岐奴岐勢麻斯袁ハ、衣着ましをにて、袁ハ皆、歎息の辞なり、按に劍を忘れ給ひしハ、景行天皇、四十年十月にて、再_レ其所に、還_リ向_レ給ひし年月ハ、紀に洩たれど、倭建命御年三十と、あるを以て、數ふれば、其翌年に當れり、あはれ一年の間、人しげく行かふ、道ノ傍にして、盜取る人さへなかりし、其かミの、世態を搜るべし、かく云_フ明治八年より、實に千七百六十五年、昔也けり、人心の異なるハ、譬_フべきものなし、抑古_ハ學ひハ、古今を兼ね、ひろく物知るを、要とすなるハ、誰しもおなじ心はえにハ、あめれど、万事朴直なりし、世の行ひを、千の一_ツも、真似まえまく、思ふぞ學びの本意にハ、ありける、弘く書見て、人に誇るハ、狂學也、弘く學びえて、古_ハを忍ふハ實學なり、勉_ムべし慎_ムべし

1 ミヘノムラニ 2 トキニ
3 ソコヲミヘトイフ〔號〕施訓なし

自^{ヨリ}其^{ソコ}地^ニ幸^{イデマシテイタリマセル}到^ニ三^ミ重^{ヘム}村^ニ之^ノ時^{トキ}亦^{マタ}詔^{ノリタマヒキ}下^ノ之^ノ吾^{アガ}足^{アシ}如^{ナシ}三^ミ重^{ヘム}勾^{マカリ}而^ニ甚^{イタクツカレタリト}疲^{カレ}上^{ナラ}故^{ソコ}号^ニ其^{ソコ}地^ニ謂^{イフ}三^ミ重^{ヘム}

○三重ハ、伊勢国郡名なり

○如三重勾而、この勾を、記傳に和名抄に、糰餅ハ形、如藤葛一者也、和名萬加利、とあるを引き、土佐日記に、まがりのほらの形も、かはらざりけり、とあるをも合せて、宝螺貝の、状に似て、三重に旋れりと云へり、按に糰餅ハ、所々にて、製法も何も、替れるにや、己か見し、摂津国住吉社に、獻供の糰餅ハ、粳の白米を、末にし、長サ三寸七分、幅一寸五分、厚四分弱く、形小判の如く、細長きもの也、是を油にて、煮ル由なり、か、れバ、御足の腫レ給へる状は、まがりを、三ツも重ねたらむ如しとの意にて、三重勾とハ、詔へりと聞ゆ、上代の糰餅ハ、甚大クぞありけむ、扱此^{イデマシ}幸行ハ、美濃より尾津、次に杖衝坂となくてハ、散りの次第に、叶はず猶考べし

1 シヌハシテ
2 ロ

自^{ヨリ}其^{ソレ}幸^{イデマシテ}行^{イタリマセル}而^ニ到^ニ能^ノ煩^{ホス}野^ニ之^ノ時^{トキ}思^{シヌ}レ^{バシ}国^{クニ}以^テ歌^{ウタ}日^{ヒタマハク}夜^ヤ麻^{マト}登^{トハ}波^ハ久^ク尔^ニ能^ノ麻^マ本^ホ呂^ラ婆^バ多^タ多^タ那^ナ豆^{ツク}久^ク阿^ア袁^ヤ加^カ岐^キ夜^ヤ麻^マ碁^モ母^モ礼^レ流^ル夜^ヤ麻^マ登^{トシ}志^シ宇^ウ流^ル波^ハ斯^シ

○能煩野ハ、伊勢国鈴鹿郡にあり

○夜麻登波ハ、大和者也

○久尔能、麻本呂婆ハ、国之真秀^{マホ}にて、呂婆ハ添^ホへたる辞なり、真秀とハ、顯れて見ゆる、処を云フ、此呂ノ字ハ、ラの古音以て書けり、紀に摩保羅摩に、作れるを、見ルベシ、万葉に、国の麻保良^{マホラ}、と云フ事しばらく見ゆ、此良も添^ホへたるを、注者たち、是を一牀言也と、思へるハ非なり、か、らバ、此の婆ノ字をバ、何の意とせむ、是ハ奴^{ヤツコ}を、ヤツコラとも、ヤツコラマとも云へるにおなじきをや

○多多那豆久は、記傳に委附^{タ、ナハリック}の略にて、礼記に、主ノ佩垂則、臣ノ佩^{タ、ナハル}委^{タ、ナハル}と、云を契沖が、引出たりと云へり、是ハ礼記の曲礼に、見えたる語にて、委^{タ、ナハル}とハ、佩の地に低^レつて、疊^タまるを云フ、即山の重なるに、係る枕詞なり

○阿袁加岐夜麻、碁母礼流ハ、青垣山^{ゴモ}隠れるにて、青垣山と、中を切つて、よむべからず、濁音の碁ノ字を、書^カければなり

○夜麻登志宇流波斯ハ、大和し心愛^{ウルハシ}にて、志ハ助辞也、御哥の心ハ、あらはれて甚^{イト}あはれなり

1 「又歌曰」をまとめて）マタ
2 シヌヒ

1 又歌曰、伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能、夜麻能
久麻加志賀、波袁、宇受尔、佐勢、曾能古、此歌者、思国歌也

○伊能知能ハ、命之なり

○麻多祁牟比登波ハ、将レ全者也

○多々美許母ハ、豊薦にて、重に係る枕詞なり

○幣具理能夜麻能ハ、平群ノ山之にて、即大和国、平群郡にある山なり

○久麻加志賀波袁ハ、記傳に、隱白禱之葉と云へり

○宇受尔、佐勢ハ、髻華に挿せなり、谷川氏が後世の挿頭也と云へるが如し

○曾能古ハ、其子にて、全けむ人々を、指給へり、扱世に命長き人ハ、粧ひなせと、詔へるにも、本国を戀ヒ忍び給ふ、御心頭はれたり

1 ケ（此はけの假字なるを、キとよめるは非ず）

又歌曰、波斯祁夜斯、和岐幣能、迦多用、久毛章、多知久母、此者片歌也

○波斯祁夜斯ハ、愛きやしにて、夜斯ハ、阿那迹夜志、誰やしなど、おなじく助辞也、祁ノ字は、キとよむべし、紀にも波辞枳豫辞とあり、万葉に此

語、廿六首ある中に、波之家也思と、云ヒ轉ッせるハ、纒カに六首のミなれば、正しき方によるべし

○和岐幣能迦多用ハ、吾家之方自^{ヨリ}なり、和岐は、吾^ワより轉^ワりて、ワグともワゲともワゴとも云ヒて、加行に涉り、活ける事、国典字徴に、記せるが如し、然ルに是を、吾家^{ワガイ}の切りと云へるハ、反切の例にハ、叶へれど非なり、若シ此説を、是也とせば、書紀万葉等に、見えたる、吾^ワ吾^ワは、何の切りとせむ

○久毛韋多知久母ハ、雲^{クモキタク}發來にて母ハ添へたるなり、扱クモキと云へバ、雲の動かぬを云へれど、直^タに雲を、クモキと云へるも例あり、是ハ御本居^{ミウフスナ}の方より、靡^キ來る雲を、見給ひて、なづかしミ給ふ、御心のほどかなし、この御歌にハ論あり、紀ノ十七年、三月ノ條對へ見るべし

○片歌ハ、常云ふ歌の半にて、結びをと、のへたるなれば、後に此名を、つけたるなるべし

- 1 「甚急」まとめて）ニハカニナ
- リヌ 2 「御歌曰」まとめて）ミ
- ウタヲ 「曰」施訓なし）

○甚急は、爾^ニ波^ハ迦^カ爾^ニ那^ナ理^リ奴^ヌと訓べ

此時^{コトキ}御病^{ミヤマヒ}、甚¹急^イ、尔^コ御歌^ニ曰^ミ、袁^ヲ登^ト賣^コ能^ノ、登^ト許^コ能^ノ辨^ベ尔^ニ、和^ワ賀^ガ淤^オ岐^キ斯^シ、都^ツ流^ル岐^ギ能^ノ多^タ知^チ、曾^ソ能^ノ多^タ知^チ波^ハ夜^ヤ、歌^ウ竟^タ、即^ウ崩^タ

○甚急、上卷に、不^ズ忍^タニ御腹^{ミハラノセマルニ}之急^ト、あれバ此^コも

し、萬葉十六【十三丁】に、將死命、爾波可爾成奴、【こは車持氏娘子が、夫を戀て、病して死なむとするきはよめる歌の語なり、考合すべし、】とあるに依れり、是死ぬべき際に迫れるを云るにて、【急字、字書に迫也とも、窘也とも注せる意なり、常に思ひまうけず、速に出來たる事を爾波可爾と云とは、意異なる】

○袁登賣能ハ、少女之にて、美夜受比賣を申す

○登許能辨尔ハ、床之邊になり

○和賀淤岐斯ハ、吾置しなり

○都流岐能多知ハ、劔之太刀なり、劔とは角刀の轉にて、刀は當べき字を、

しらざれば、仮に書けるのミ、鐮斧などの、キにて、刀類の惣名を云フ、扱

角とハ、牙なれ毛物ハ、角を以て、身を守るなれば、其に准へて、人の佩る

ものを、角ギとハ云へりけむ、是をツヌギと云はで、ツルギと轉し云へるハ、

垂仁紀に額に角ある人、異国より來て、住し地を、角鹿と云ひしを、後に敦

賀と、云ヒ轉せり、即越前国の郡名也、同郡に、角鹿神社も、式に見えたり、

仁徳紀に、菟怒磋破赴、とあるを、万葉に、角障経と書けるハ、借字にて、

角は葛とも轉し云へり、万葉十二に、石葛、同六に、石綱、顕宗紀に、稚室

葛根などの、葛即葛なれば、葛さはふハ、葛さ這にて、葛草の延、石と係

る、枕詞なり、か、れば、角ハ蔓と轉るにて、劔ハ角刀なりし事を、曉るべ

し、如レ此精ク云へるゆゑハ、記傳に、劔ハ都牟刈の切リと云ヒ、或ハツル

と、斫るゆゑに、名づくるなどの、僻説に耳馴つる、人等に、示さむと、思

ひてなむ

○曾能多知波夜ハ、其大刀にて、波夜ハ歎息の辞也、此御劔の、御心に懸り

1「即」施訓なし 2ハラバヒモト
ホリ 3（「為歌曰」まとめて）ウ
タヒタマハク

給ふハ、今はの際キハに至るまで、忘れ給はず、故レ都牟刈之大刀の、牟ノ字ハ、マの古音以て、書ければ、妻許ツマガリ之大刀ならむと、彼処に注ルるを、立返りて見るべし

カレタテマ ツリキユマツカヒラ
尔貢ニ上驛使、於ニ是、坐マス倭后等、及御子等、諸下モロク到而、作ツクリテ
ミハカラ、一スハチハヒモトホリソコノ、那豆岐田ナツキタニ、「自レ那下三字以レ音」而、
御陵ミハカラ、即一、匍ヒ匍ヒ廻ヒ其地之、那豆岐田ナツキタニ、「自レ那下三字以レ音」而、
哭ミナカシツ、ヨマシ、ウタタマハク、³為レ歌曰、那豆岐能多能、伊那賀良迩、伊那賀良尔、波比母登
富呂布ホロフ、登許呂豆良トコロツラ

○驛使は、早馬使なり

○后等この命ミコトをバ、天皇に准ヘ奉れるゆゑに、后と申し、上に崩とも称マツせり、常陸風土記に倭武天皇、阿波風土記に、倭健天皇、など記せり、扱后ハ、上代一柱に、限らざりし事ハ、記傳に云へるが如し、中昔に至りてハ、中宮皇后と、二柱並ヘ置き給へり、外国の制メを以て、我古ヘを訝るべからず

○御陵、諸陵式に、在ニ伊勢国鈴鹿郡、兆域東西二町、南北二町、守戸三烟とあり、記傳に、同郡高宮村に、丸山とも、茶白山とも、白鳥塚とも云て、高く圓き山ありと云へり、是其御陵なるべし

- 1 シロチドリ
2 ソコナル
3 カリグヒ

○那豆岐田は地名なり、名義詳ならず

○那豆岐能多能ハ、上に見えて、六言の句也

○伊那賀良迹ハ、稻幹に也、打返したるハ、歌ヲ調へのためにて、古哥に例おほし

○波比母登富呂布ハ、延廻るを、延云へり

○登許呂豆良ハ、草薺葛なり、本草和名に、薺を止古呂と注し、即薯蕷の一種にて、鬚あり、故に和名抄に、野老をよめり此御歌ハ、后等の哀ミ、匍匐廻り給ふを、草葛の稻幹に、延かゝる状に、准詠なし給へるなり

於^ニ是^コ、化^{ナリテ}八尋^{ヤビロ}白智鳥^{シラトリニ}、翔^{カケリ}天^{アメニテ}而^{ムキテ}、向^{ハマニヒ}濱^{イマシヌ}飛行^{ムキテ}、〔智字以^レ音^カ〕尔^カ其^ソ后^{キサキ}、及^{マダミ}御子^{コタチ}等^ヲ、於^ニ其^{ソノ}小竹^{シヌ}之^ノ荻^{カクヒ}杵^{ドモ}雖^{ミアシキリヤブルレ}足^{ワスレ}跡^{ソノイタキラモ}破^テ、忘^{ナク}其^{ソノ}痛^{イタ}以^テ、哭^{ナク}追^{オビテマシキ}

○八尋白智鳥、紀に日本武尊、化^{ナリテ}白鳥^ニ從^レ陵^ニ出^ル、とあるを、此記にハ、略キて傳へたり、扱白鳥を、白智鳥と、記せるハ後人の私意に、智ノ字を加へたりと、察ゆれば、訓滅つ、其由ハ、次に波麻都知登理、とある処に注ラベシ

○小竹、神功紀に、小竹此云^ニ之^ノ努^ニとあり、後にシノと云ハ轉なり、跡ハ

○阿佐士怒波良は、契沖淺小竹原なり、萬葉十一に、神南備能淺小竹原カミナヒノアサジハラと云り、萬葉七に、妹所等イモガリト、我ワガ通路カヨヒナリ、細竹爲酢寸、我通、靡細竹ワガヒナシ原ハラなどもあり、

字書に、アシキル 則也と注せり

此時歌日、阿佐士怒波良、許斯那豆牟、蘓良波、由賀受、阿斯用、由久那

○阿佐士怒波良ハ、蒼小竹原ナリ、扱阿佐とハ、青色の濃きを云ヒテ、淺緑アサミドリ、淺茅生アサチなど、云へる淺是ナリ、万葉一に、朝毛吉アサモヨシ、木人キヒトとある、木ハ葱キにて、上の淺アサも、朝も借字なる事を、知るべし、字鏡に、桔梗を、阿佐加保と注し、万葉、夫木、後撰、六帖等に、アサガホ、と見えたるハ、皆桔梗、木槿等をよめり、即其花の、蒼アラきを以て、名づけたれば、阿佐小竹原アサシハラの、阿佐も同義なる事を、了解すべし

○許斯那豆牟ハ、腰泥むなり、扱那豆牟とハ、滞りて、はかゞしからぬ、意なれば、小竹に障サハられて、行難き状也

○蘓良波、由賀受ハ、虚者不レ行にて、虚をも行ユカまく思へど、え行ずとなり

○阿斯用由久那ハ、足自行アシヨにて、歩行事アルクを云へり、其は上卷、久延毘古段に、足ハ雖レ不レ行、とある処に注へるを、見るべし、言の終トナリに、那と云フハ、歎ク意を含ミテ、慥に押へ云フときの、辞格コトバツカヒなり、其ハ万葉に例多く後ながら、古

1 「行時歌曰」ままとめて）ユキマ
シシトキノミウタ 2バ

○宇^ウ惠^エ具^グ佐^サは、植^ウ草^グなり、生^ウる^エを
植^ウと云^エなり、(略) 宇^ウ惠^エは、師^オの生^ヒ
立^タてある謂^イなりと云^エれたるが如^シし、
【宇^ウ惠^エと云^エば、人^ヒの植^ウたる木^キ草^クと云^エ
如^シく聞^クゆれども、必^ズしも然^ルのみには
非^ズ、(略)】

今集に、蟬の聲、きけばかなし那、夏衣云々

又^マ入^イ其^ソ海^ノ鹽^ホ而^テ、那^ナ豆^ツ美^ミ、「此^コ三^サ字^ジ以^レ音^ン」
²婆^ハ、許^コ斯^シ那^ナ豆^ツ牟^ム、意^オ富^ホ迦^カ波^ハ良^ラ能^ノ、宇^ウ惠^エ具^グ佐^サ、宇^ウ美^ミ賀^ガ波^ハ、伊^イ佐^サ用^ヨ布^フ
「行時歌曰」ユキマ、宇^ウ美^ミ賀^ガ、由^ユ氣^ケ

○宇^ウ美^ミ賀^ガ由^ユ氣^ケ婆^ハ、記傳に、海行者にて、賀^ク八^ニ国^ガ処^ヲを、陸^クと云^エ例^ニにて、海^ク処^ガ
也と云^エへり

○意^イ富^フ迦^カ波^ハ良^ラ能^ノハ、大河原之にて、水^ミの流^ルる、処^ヲを云^フ

○宇^ウ惠^エ具^グ佐^サハ、水^ミに腦^ノミて、萎^シ々としたる草^{クサ}なり、か、れバ、宇^ウ惠^エとハ、勞^{ロウ}
る、を云^フ、物^{モノ}食^シはぬに、饑^ウ字^ジを書^キき、是^{コト}をウエとも、イヒニウミとも、よ
ミまた、渴^{カク}字^ジを、ミヅニウエとよめり、然^ルにウエと云^エハバ、物^{モノ}くはぬ事^{コト}に、
限^リれりと思^フふめれど、物^{モノ}食^シはぬばかり、勞^{ロウ}る、事^{コト}なけれバ、おのづから意^イ詞^ジ
を、思^フひよせたる也、神^{カミ}武^ブノ段^ノに、和^ニ礼^レ波^ハ夜^ヤ惠^ヱ奴^ノ、とあるも、朕^{ワレ}者^ハ勞^{ロウ}ぬと、
詔^{ミコトノコト}へるなり、是^{コト}ハ后^ノ等^ノの、勞^{ロウ}れ給^{ケル}ふ状^ノハ、水^ミに萎^シたる、草^{クサ}の如^シしてふ、意^イな
れバ、宇^ウ惠^エ具^グ佐^サの下^ノに、如^シしと含^メミて、よむべし、記傳に、宇^ウ惠^エ具^グ佐^サハ、自^ミ
生^シの草^{クサ}を云^フと、云^フるハ非^ズ也、植^ウに自^ミ生^シの義^イ理^リある事^{コト}なく、且^ツ自^ミ生^シ草^{クサ}と見
て、此^{コト}御^ミ歌^カの、聞^クゆるものかハ

- 1 ソコノ 2 トキノ 3 「歌曰」
 まとめて）ミウタハ 4 ミハブリニ
 5 「至今其歌者」まとめて）イマ
 ニソノウタハ（「至」施訓なし）
 6 オホミハブリニ

〔島〕〔鳥〕の誤りか。

○伊佐用布ハ進みミかねて、ためらふ意也、一首の意ハ、空飛鳥を、追オて、海ゆけバ、水に脳ミ、伏たる草のごとく、勞れつれば、潮水ウシホを涉りゆく事も、進ミえずとの意也

又飛マタトヒテ、居キタマヘルニ其磯ソノイソニ之ニ時トキ、歌曰ウタヒクハク、波麻都知登理ハママツチドリ、波麻用波ハママヨハ、由迦受ユカカズ
 伊蘓豆多布イソヅタフ、是四歌者コソヨウタハ、皆ミナウタヒタリキ歌ソノニ其御葬ミハフリニ一也、故至カレイタリテ今イマニ、其歌者ソノウタハ
 歌ウタフニ天皇之スメラミコトノ大御葬オホミハフリニ一也

○波麻都、知登理ハ、濱津千〔島〕にて、次に波麻用波、と云フ語を呼ビ出むために、設けたる詞なれば、千鳥に意ハ、なきなり然るに、此千鳥を、白鳥の事也と、思ひとりて、上に八尋白鳥、とありけむを、間に智チ字を補クハへ、智字以レ音てふ、注をさへ加ソクたる、後人の私意サカシラなる、事を知ルべし

○波麻用波、由迦受ハ、濱ヨ自者不レ行なり

○伊蘓豆多布ハ、磯傳なり、扱磯と濱とハ、おなじ水涯のやう、聞ゆれど、記傳に、磯ハ濱よりも、海に近き方を云フと、云へるが如く、此御歌にても、然聞ゆるをや、扱后御子たち、行やすき濱をバ、行キ給はずして、磯づたひに、水中を出ますと也

○「御葬」について）此の葬は、波夫理と訓べし、次なる大御葬も同じ、此は御屍を送遣奉る儀を云ればなり、凡て波夫理【波夫流と云も然り】とは、其儀を云り、

- 1 マサシメキ 2 「即」施訓なし
 3 「號其御陵謂白鳥御陵也」まてめて）ソノミハカラシラトリノミササキトゾイフ 4 シカレドモ
 5 アマガケリテ

○御葬、真仮名に、傳へたるを、見ざれば、清濁知リがたけれど、波布理と、清音によむべし、舒明紀に、葬礼を、ミハ、フリ、と訓めれば波不理と云ラハ、同言の重れるが、省かりたるなるべし、然ルに記傳に、ハブリと、濁音によりとりて、野山に、送り放かす意と、云へるハ、死を哀める事の、後世に過たる古人の情態に、叶はざれば、非事也、上代ハ、喪屋を作り、舞樂をなして、靈を慰め、死ても死たりとハ、思はざりし、心より、いかで穢きを、投棄るがごとく、放すとハ云べき、猶くはしくハ、古葬徴に弁へおけり

○歌云々、葬儀に歌をうたひ、舞をまひしハ常にて、然例等も、猶古葬徴に記しつ

カレヨリ ソノクニ トビカケリイマシテ トドマリマシキ カフチクニノ
 故自¹其国、飛翔²行、留³河内国之、志幾、故於⁴其地、作⁵御陵、
 シツマリマサシメ 鎮¹坐也、²即号³其御陵、謂⁴白鳥御陵一也、⁵然亦自⁶其地、
 サラニカケリ 更⁷翔⁸天以、飛⁹行

○志幾ハ、河内国郡名、志紀なり、紀に追尋白鳥則停レリ倭琴彈原、仍於¹其処造²陵焉、白鳥更飛、至³河内、留⁴舊市邑、亦其⁵処作⁶陵とあり、記傳に、上代古市ハ、志幾の内なりしと云へり、河内志、古市郡條に、白鳥

陵在古市村、陵上有祠、称伊岐宮云々、琴弾原八大和志に、在葛上郡富田村、と記せり

凡此、倭建命、平国廻行之時、久米直之祖、名七拳脛、恒為膳夫以、從仕奉也

○七拳脛、記傳に、脛の長き人にて、此名ハ負へりと云へり

○膳夫と云へば唯賤き職の如聞ゆめれど然らず、上代には、凡て御膳を嚴重みせられつるからに、膳夫も其人を選ばれて、輕からざる職にぞありけむ、

○膳夫ハ、食物を煮炊く人にて、和名抄に、大膳職を、於保加之波天乃、豆加佐と注せり、此語の起原ハ、柏より出たり、大膳式に、柏三十俵、裹レ飲料、大炊式に、覆レ盆柏九十八把、大嘗祭式に、御膳柏云々、人別給レ柏、即受レ酒而飲云々、按に飯を盛ルも、覆ラも裹ムも、酒を汲入るも、上代柏葉を、用ひしゆゑ、食敷葉てふ、義なるを、其レを執りまかなふ人を、膳夫とハ云へり

1 ミコタラシナカツヒコノミコトヲ
ウミマシキ 2 カノ

此倭建命、娶伊玖米天皇之女、布多遲能、伊理毘賣命、(自布下八字以レ音) 1 生御子、帶中津日子命、(二柱) 又娶 2 其入レ海、弟橘比賣命、1 生御子、若建王(二柱) 又娶 2 近淡海

3ガ 4イネヨリワケノミコ

○帶中津日子命、御名意、帶は足なり、中津日子とは、此御子第一には擧たれども、御長子には坐まさで、第二御子に坐し故の御名なり、(略)

1ウメルミコ

之、安国造之祖、意富多牟和氣之女、布多遲比賣、生御子、稻依別王〔二柱〕

○布多遲能、伊理毘賣命、上に見えたり

○帶中津日子命、御名八字の如く、尊称なり

○若建王、字の如し

○安国造、上に近淡海之安直、とあり

○意富多牟和氣の、意富ハ大也、多牟ハ記傳に、地名也と云へり、諸陵式に、

多武岑墓云々、在二大和国十市郡一とあり

○布多遲比賣布多遲地名か、詳ならず

○稻依別王、字の如く称へ名也

又娶ニ吉備臣、建日子之妹、大吉備建比賣、生御子、建貝兒王〔二柱〕
又娶ニ山代之、玖玖麻毛理比賣、生御子、足鏡別王、〔二柱〕又一妻
之、息長田別王、凡是倭建命之、御子等、并六柱、故帶中
津日子命者、治ニ天下也

1 イネヨリワケノミコ 2 ガ
 3 サヌギノアヤノキミ
 4 ラヅノキミ

○吉備臣、建日子ハ、上に吉備臣等之祖、御鉏友耳建日子、とあり
 ○大吉備建比賣ハ、兄の名によれり

○建貝兒王貝兒詳ならず

○玖々麻毛理比賣、玖々麻ハ、和名抄に、山城国久世郡、郷名栗隈ハ久里久米とあり此理の省かりなり、毛理ハ守なるべし

○足鏡別王、仲哀紀に、蘆髮蒲見別王、に作れり、名義考へなし

○息長田別王、息長ハ近江国、坂田郡の地名也、田ハ考なし

次^{ツギニ}稲依^{イネヨリ}別^{ワケ}王者^{ノミコ}、〔犬上^{イヌカミ}君^{ノキミ}、建部^{タケベ}君^{ノキミ}等^ノ之^ノ祖^ヲ〕次^{ツギニ}建貝兒^{タケベノミコ}王者^{ノミコ}、〔讚岐^{サヌギ}綾^{アヤ}君^{ノキミ}、伊勢^{イセ}之^ノ別^{ワケ}、登袁^{トヲノ}之^ノ別^{ワケ}、麻佐^{マサノ}首^ノ、官首^{ミヤヂノ}之^ノ別^{ワケ}等^ノ之^ノ祖^ヲ〕足鏡^{アシカミ}別^{ワケ}王者^{ノミコ}、〔鎌倉^{カマクラ}之^ノ別^{ワケ}、小津^{コヅ}、石代^{イハシロ}之^ノ別^{ワケ}、漁田^{イサタ}之^ノ別^{ワケ}祖^ヲ也^{ナリ}〕

○犬上君、犬上ハ、近江国の郡名也、天武十三年ノ紀に、犬上君賜レ姓曰^{ツギニ}朝臣^{アサヒノミコ}

○建部君、按に建部ハ、国々にあれど式に近江国、栗太郡建部神社あり、上に見えたる、犬上君に由あれバ此氏人此地に、住しなるべし

○綾君、綾ハ讚岐国郡名也、天武十三年ノ紀に、綾君賜レ姓曰^{ツギニ}朝臣^{アサヒノミコ}とあり

○官首之別、官首は、二字ながら決く寫誤なり、（略）宮道なるべし、其據は、舊事紀に稚武王、近江建部君、宮道君祖とある是なり、○小津石代之別、かくの如く地名を二重ねたる姓は、記中に例なければ、【國名を連ねたるは別なり】小津の下に君字脱たるか、はた石字君の誤にて、代字の上に字脱たるか、何れにまれ、小津君一の姓なるべし、次に引る舊事紀に、尾津君あればなり、

○伊勢之別、記傳に伊豫之別君の、誤りなりと云へり

○登袁之別、考なし

○麻佐首、詳ならず

○官首之別、是を記傳に、ミヤヂと訓メリ、然らば官ハ宮にて、首ハ道の略なるべし、舊事紀に、稚武王ハ、宮道君祖とあり、御兄弟の間にて、混たるなるべし、宮道と云へる地名ハ、和名抄に、三河邦寶饌郡の、郷名に見ゆ

○鎌倉之別、鎌倉ハ相模國の、郡名也

○小津ハ、伊勢、遠江、近江、肥前等に、ある地名なり、記傳に小津ノキミ、とよめり、是ハ小津君、石代之別、とありけむを、君石相似たる、字なれば、誤りて君ノ字を、脱せしなるべし

○石代之別、石代ハ紀伊國の、地名なる事、万葉に見えたり

○漁田之別、舊事紀に、稚武彦命ハ、揮田君祖とあるによりて、記傳に、フキタと訓メリ、猶考べし

次息長田別王之子、杵俣長日子王、此王之子、飯野真黒比賣命、次息長真若中比賣、次弟比賣、(三柱)故上云、若建王、娶飯野真黒比賣、生子須賣伊呂大中日子王〔自須至呂以音〕此王、娶淡海之、

ほしくて、（略）強て明らめがたし、
 且、名のさまも聞つかぬこゝちする
 は、若くは字の寫誤にもやあらむ、

○香坂王の香ハ、字音なるを、音注を洩せり、紀に、麿に作れり、地名なるべし

○忍熊王、大和志に添下郡に、押熊村あり、此地に由ある御名か

○壹佰參拾漆歳、紀に一百六歳とあり

○山邊之道上、諸陵式に、在三大和国、城上郡、兆城東西二町、南北二町、
 陵戸一烟とあり、大和志に、在柳本村東一称御陵と記せり